

第 39 号 議 案

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、漁港の維持管理を適正にし、もって県民生活の安定及び地域経済の発展に寄与するとともに、漁港の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第15条 法第39条第 1 項の規定による土砂の採取<u>若しくは占有の許可を受けた者又は法第43条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第44条第 1 項に規定する認定計画において法第42条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第 1 項各号に掲げ</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）に定めるもののほか、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることにより、漁港の維持管理を適正にし、もって県民生活の安定及び地域経済の発展に寄与するとともに、漁港の適正な利用によって県民の安全・安心を確保することを目的とする。</p> <p>（土砂採取料等）</p> <p>第15条 法第39条第 1 項の規定による土砂の採取<u>又は占有の許可を受けた者は、それぞれ別表第 4 又は別表第 5 により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）</u>を知事の指定する</p>

る事項を定めた者に限る。以下「認定計画実施者」という。)は、それぞれ別表第4又は別表第5により算出した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を知事の指定する日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第5により算出した額とする。

2 略

別表第4(第15条関係)

土砂採取料(法第39条第1項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る土砂採取料)

略

別表第5(第15条関係)

占用料(法第39条第1項の規定による許可を受けた者及び認定計画実施者に係る占用料)

略

日までに納付しなければならない。ただし、消費税が消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる占用に係る占用料は、別表第5により算出した額とする。

2 略

別表第4(第15条関係)

土砂採取料(法第39条第1項の規定による許可に係る土砂採取料)

略

別表第5(第15条関係)

占用料(法第39条第1項の規定による許可に係る占用料)

略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。